

人間社会環境研究科博士後期課程 研究指導要領

1 趣旨

3年間の正規の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、博士の学位を取得できる研究指導体制を次のように整える。

- (1) 主任指導教員と副指導教員2名で構成される複数の教員が相互に密接な連携を取りつつ、論文作成の系統的かつ持続的な研究指導を行う。
- (2) 後期課程においては、主任指導教員および副指導教員の少なくとも2名は、本研究科博士後期課程の専任教員とする。3人目以上の副指導教員は、本研究科の後期課程の科目担当者であることを要件とする（科目担当者であれば、非常勤講師、兼任教員問わない）。
- (3) 第1年次に「研究計画書」に基づく「学位論文指導A」、第2年次に「学位論文指導B」、第3年次に「論文作成計画」に基づく論文作成指導を行う。
- (4) 必要単位の修得に関しては、修業年限内での論文作成が上記(3)の手順に沿って支障なく進行するよう、あらかじめ指導教員が系統的助言と指導を行う。

2 第1年次の研究指導

- (1) 第1年次の初めに、指導教員の助言と指導の下に修業年限内での学位論文作成に向けての「研究計画書」を提出させる。同計画書には、論文作成に至る過程を記載するよう指導する。
- (2) 第1年次終了までに6単位以上の授業科目の修得を指導する。
- (3) 第1年次終了までに学位論文の構成部分となるべき論文が査読付学会誌（またはそれに準ずる雑誌を含む。）（以下「学術雑誌」という。）に掲載されるように指導する。

ただし、論文掲載に至らない場合においても、学会ないし研究会での発表を指導し、論文未掲載の学生は、指導教員の承認を経てそれ以外の業績でこれに替えることができる。
- (4) 第1年次末までに、本研究科が主催する公開の「研究報告会」で少なくとも1回の研究報告を行うように指導する。また、本研究科主催の発表会（修士論文・博士論文の口頭発表会を含む）における他の発表者の2件以上の報告について、コメントを提出するように指導する。やむを得ない事情により他の発表者の報告に参加できないと指導教員が認めた場合には、発表要旨等に基づいてコメントを提出することができる。
- (5) 第1年次終了時に学生が提出する「業績報告書」（様式3）に基づき、主任及び副指導教員がその指導による当該学生の研究進捗状況を協議のうえ「学位論文指導A」の認定もしくは保留を判定の後、その結果を記した「学位論文指導A報告書」（様式4）を研究科長に提出し、それを基に研究科会議がこれを認定するものとする。

3 第2年次の研究指導

- (1) 第2年次終了までに通算12単位以上の授業科目の修得を指導する。
- (2) 第2年次終了までに「学位論文指導A」を発展させて、学位論文の構成部分となるべき論文が学術雑誌に掲載されるように指導する。

ただし、論文掲載に至らない場合においても、学会ないし研究会での発表を指導し、論文未掲載の学生は、指導教員の承認を経てそれ以外の業績でこれに替えることができる。

- (3) 第2年次末までに、本研究科が主催する公開の「研究報告会」で少なくとも1回の研究報告を行うように指導する。また、本研究科主催の発表会（修士論文・博士論文の口頭発表会を含む）における他の発表者の2件以上の報告について、コメントを提出するように指導する。やむを得ない事情により他の発表者の報告に参加できないと指導教員が認めた場合には、発表要旨等に基づいてコメントを提出することができる。
- (4) 第2年次終了時に学生が提出する「業績報告書」（様式3）に基づき、主任及び副指導教員がその指導による当該学生の研究進捗状況を協議のうえ「学位論文指導B」の認定もしくは保留を判定の後、その結果を記した「学位論文指導B報告書」（様式5）を研究科長に提出し、それを基に研究科会議がこれを認定するものとする。

4 第3年次の研究指導

- (1) 「学位論文指導A」及び「学位論文指導B」の成果に基づいて、第3年次の初めに指導教員との協議を経て、既発表論文と関連づけて「論文作成計画」（様式6）を作成して提出するよう指導する。
- (2) 第3年次前期に、演習4単位以上を修得するよう指導する。
- (3) 「論文作成計画」に基づき、学位論文予備提出期限（10月又は4月）までに論文を作成するよう、助言と指導を行う。
- (4) 学位論文予備審査委員会で指摘された事項を十分に考慮して、学位論文本提出期限（12月又は5月）までに学位論文の加筆修正に関して、助言と指導を行う。

5 提出書類の様式、学位論文の提出手続及び審査方法は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

附 則

この要領は平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。